平成２７年（フ）第２７号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山833番地４
債務者　丹羽　　聡
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第４０号
三重県名張市朝日町1515番地４フェアハウス名張205号、前住所三重県名張市美旗町中１番235番地23
債務者　松本　恵美
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第４２号
三重県伊賀市朝屋731番地特別養護老人ホーム第二梨ノ木園、住民票上の住所三重県伊賀市八幡町2000番地
債務者　岡本　紘也
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２１９号
兵庫県姫路市網干区和久585番地　コーポ和久305号
債務者　関　　順子（旧姓野宮）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３８９号
広島市佐伯区美鈴が丘南４丁目９番18号
債務者　鴨木　　正
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５３号
広島県廿日市市天神４番11―201号
債務者　森川加奈子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５６号
広島県東広島市高屋町中島801番地87
債務者　木原　舞衣
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６７号
広島県東広島市西条町御薗宇6449番地１　プレジュールＡ202号
債務者　平塚　清久
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６号
愛媛県松山市鷹子町59番地５　コーポハピネスＣ―205号
債務者　善家百合香
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８５４号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　18棟102号
債務者　波多野竜治
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８８１号
福岡市南区市崎１丁目２番８号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵503番地１　レオパレスアベニュー赤坂101号
債務者　武田　茂樹
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８８８号
福岡市南区弥永２丁目32番22―305号
債務者　山口　裕之
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９２２号
福岡市早良区飯倉４丁目１番10号
債務者　泉　　友季
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５４号
福岡市早良区荒江２丁目15番16号、前住所福岡市西区室見が丘１丁目31番８号
債務者　松本　謙一
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５８号
福岡県宗像市土穴４丁目12番20号
債務者　中村　　健
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６８号
福岡県宗像市稲元３丁目７番11号
債務者　砂留よし子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７６号
福岡市博多区西月隈１丁目14番75号
債務者　中島三千生
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部